

第 2 3 3 回

# 町田市都市計画審議会

2 0 2 4 年 2 月 9 日

町田市都市づくり部都市政策課

## 第233回 町田市都市計画審議会 会議録

開催日時：2024年2月9日（金）午前10時00分～午前11時23分

開催場所：リモート会議（Teams）及び市庁舎3階3-1会議室

出席者：〔1号（学識経験のある者）〕吉川会長、宇於崎委員、市古委員、阿部委員、  
中西委員、草薙委員、松永委員、佐藤（吉）委員  
〔2号（町田市議会の議員）〕佐藤（伸）委員、殿村委員、山下委員、  
渡辺（厳）委員、渡辺（さ）委員  
〔3号（関係行政機関の職員）〕山崎委員（代理）、川崎委員（代理）、園尾委員  
〔4号（町田市の住民）〕浅利委員、内田委員  
〔専門委員〕野澤委員

神蔵幹事（政策経営部長）、井上幹事（財務部長）、  
窪田幹事（都市づくり部長）、平本幹事（都市づくり部都市整備担当部長）

案件担当職員 3名

事務局職員 3名

公開又は非公開：公開

傍聴者：0名

議題：【報告事項】

都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について  
(特別委員会最終報告)

【議案審議】

議案第677号 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について

○事務局 時間となりましたので、第233回町田市都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず初めに、リモートで御出席いただいている皆様へ申し上げます。

現時点でT e a m sの動作、音声等、不具合ございませんでしょうか。もし会議中に不具合が生じた場合は、事務局までチャットでお知らせいただければと思います。

次に注意点となりますが、会議中はT e a m sのマイクをオフにいただき、御自身が発言をする際にマイクをオンにいただきますようお願いいたします。また、御発言が終わりましたら再びマイクをオフに戻していただきますようお願いいたします。

続きまして、会場にいる皆様へ申し上げます。

今年度から会議システムが変わったことにより、マイクが声を拾いづらくなっておりますので、御来場いただいている皆様におかれましては、できるだけマイクに近づいて御発言いただきますようお願い申し上げます。

最後に、会場及びリモートの皆様全員へ申し上げます。

会議の進行につきまして、質疑はまずお名前をおっしゃっていただき、会長の指名を受けてから御発言くださいますようお願いいたします。

採決につきましては、まず異議のある方の決を採り、次に、異議のない方の決を採って議決するという進め方とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、御審議をいただきます内容は、おおむね1か月後に町田市公式ホームページにて公開をさせていただく予定となっております。恐れ入りますが、記録用としてT e a m s上での音声・映像の記録をさせていただきますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、本日の定足数についてでございます。リモートでの御出席が10名、会場での御出席が8名、御欠席は薬袋委員、澤井委員となります。委員20名中18名の出席をいただいておりますので、会議は成立となります。

また、傍聴人について、事前の申込みはございませんでした。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

なお、リモートで御出席の委員の方にはメールで事前に送付させていただきました。

会場の皆様へ本日新たにお配りしているのが、当日配布資料1「町田市立地適正化計画策定の方向性」以上1つとなります。

過不足等ございませんでしょうか。

なお、案件の説明時に説明資料をT e a m s上に表示いたしますが、その際に、送付させていただいた紙資料、資料データ等も併せて御覧いただければと思います。

続きまして、本日の議事でございます。

お手元の議事日程のとおり、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について、特別委員会より最終報告をしていただき、引き続き審議をお願いいたします。

それでは、この後の議事につきまして、会長、よろしくお願いいたします。

○**会長** それでは、第233回町田市都市計画審議会を開催いたします。

やや音声途切れているようですが、中西委員、宇於崎委員、音声回復しましたでしょうか。

○**中西委員** 今は聞こえているんですけども、ちょっと途切れがちなときがあります。

○**会長** ありがとうございます。

では、どうでしょうか。なるべく映像は切っていただいて、音声のみで御参加いただく——私としては皆さんの顔を拝見したいんですけども、恐縮でございますが、映像は切っていただいて、音声のみでの御参加を基本とさせていただければと思います。

よろしくお願いいたします。恐縮でございます。

では、始めさせていただきます。

本日は、先に報告事項を承ってから、それについて議案の審議をさせていただくという流れでございますので、まず報告事項といたしまして、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について、特別委員会から御報告をいただいて質疑応答させていただいて、その次の議案第677号としての審議に入ります。

この報告につきましては、2023年8月2日付で専門委員として委嘱させていただき、特別委員会の委員長を務めていただいております野澤康委員にお願いしたいと存じます。

それでは、特別委員会からの報告をお願い申し上げます。

○**野澤専門委員** 今、御紹介いただきました野澤でございます。

「こういう顔です」ということで、カメラは切らせていただきます。

ただいまから「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討委員会の検討結果について報告させていただきます。

ちょっと長くなりますが、恐縮です。

まず、特別委員会の構成です。これは恐らく8月の都市計画審議会でも御説明があったと思いますが、私のほかに都市計画審議会の委員でもあられます東京都立大学の市古先生、それから東洋大学の岡村先生の3名で構成しております。8月の都市計画審議会でも諮問を受け

て設置されまして、その後、1月26日まで全3回にわたって委員会を開催し、集中的に議論を行いまして、立地適正化計画策定のあり方と構成についてまとめましたので、今日はその御報告をさせていただきます。

まずは目次を御覧ください。

大きく4つの章で構成されておりまして、本日は第1章から順番に御説明していきたいと思えます。

まず第1章、はじめにということで、資料の4ページを御覧ください。

まず、立地適正化計画制度の動向でございます。

専門の皆さんには既に御承知のことかと思えますが、2014年8月の都市再生特別措置法改正によって設けられた制度となります。全国的な人口減少、超高齢化の進行、市街地の拡散、密度の低下などを背景として、4ページの下図に示されたとおり、駅などの交通結節点を中心に市街地を集約し、密度や利便性を維持して、コンパクト・プラス・ネットワークと国土交通省は言っていますけれども、これを意識したまちづくりを促進するための計画制度になっております。

この制度がつくられた当初は、人口減少が早くに進行を始めている地方都市を中心として計画策定が進められてきましたけれども、近年では首都圏内の都市でも将来的には人口が減少してくる局面に当たること、それから災害が増えていることも含めまして、この計画策定に取り組む都市が増えてきているということでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

制度の概要として、これまでの土地利用制度は人口や経済の成長、拡大を前提に、土地利用の規制、インフラ整備で都市をコントロールするという視点で運用されてきましたが、この立地適正化計画制度——以降「立適制度」と言わせていただきますが、立適制度は都市の質の向上に向けて、これまでの視点に加えて、より住民や事業者等の活動に着目したマネジメントの視点を追加して取り組んでいくものになります。

計画には、都市機能や居住を誘導する一定の区域を定めることとなります。これは後ほど御説明いたしますが、強制的に短期間で移転させるという趣旨ではなく、長期的な視点の中で、国の施策等を活用しながら緩やかに誘導していくということで、持続可能なまちづくりを実現していくものでございます。

次に、6ページになります。

ここでは、計画策定におけるポイントを整理しております。

まず、計画の対象となる「都市機能」と「誘導区域」の一般的な解説を入れております。  
その上で、ポイントの1番目として、都市機能の最適化に向けた民間と公共の役割分担を挙げています。

都市機能につきましては、民間投資によって都市機能の最適化が図られるためには、市場原理の活用と都市計画などの公共関与のバランスが重要となります。日常利用する小規模、中規模の商業・医療施設あるいは利便施設などは、利用者のニーズの変化に市場が自然と反応して対応していくものと考えております。一方で、非日常的な大規模施設あるいは特別な用途の施設は、こういった自然に立地しにくいものになりますので、基盤整備や都市計画、公共の財政支援などの一定の関与が必要だと考えております。

ポイントの2点目は、徒歩圏を考慮した誘導区域設定となっております。

都市機能の誘導区域については、誰もが徒歩や公共交通機関や使って到達できる場所である必要があります。徒歩圏域についても、表にあるように、利用者の状況ごとに段階的な考えに基づいて検討する必要があります。

続いて7ページでは、計画対象となる居住と誘導区域の一般的な解説をしております。

その上で、ポイントとして、区域内の人口密度を確保することによる生活サービス施設の持続性を挙げております。

グラフに示しますように、生活サービス施設と周辺人口には相関関係がありますので、それらが維持されるように居住を誘導しなければいけないということになります。そのためにも居住環境を向上させる機能の充実など、居住誘導のための施策を検討することとしております。

続きまして、8ページから10ページには市としての立適計画の策定意義、計画の位置づけを記載しております。町田駅周辺の再開発やモノレール延伸に向けた機能誘導の方針をしっかりと示し、2022年に策定した都市づくりのマスタープランの一部として位置づけ、計画期間は都市づくりのマスタープランと同様2040年を目標年次として、着実にその実現を図っていこうという趣旨になっております。

以上が第1章の概要になります。

次に、第2章でございます。

第2章は11ページに扉があって、12ページから32ページまで、立適制度と関連の深い人口、居住機能、都市機能などに関する現況を整理しております。細かく説明するとボリュームがありますので簡単にご説明していきます。

まず、12ページ、人口について、直近3年は微増で推移しており、今後は緩やかな減少傾向の見込みではあるものの、2040年まで、市街化区域内の密度は概ね現在の水準を維持できる見込みとなっています。

○会長 ちょっとお待ちください。今、通信が悪くなっているのですが、通信の回復を少しだけ待ちます。——回復しましたね。

○野澤専門委員 15ページをお願いします。

居住機能について書いてありますが、土地区画整理事業であるとか公的な団地開発等で整備された住宅地に立地する住宅ストックが、町田市には多くございます。今後もそういった需要が見込まれる状況にありますけれども、一部の大規模団地などでは空き家が目立つなど、密度の低下が見られ始めている状況にあります。

続いて18ページ、土地利用と災害リスクにつきましては、市域北部の調整区域の部分を除いて、住宅地を中心とする市街地が広がっております。河川や丘陵地を抱える地形の特性から、一定のリスクがある市街地も古くから形成されていますが、河川整備など様々な対策を講じながらリスクと共存してきたことが町田市の一つの特徴かなと考えております。

続きまして23ページ、都市機能につきましては、市街化区域内は、徒歩と公共交通を利用して日常生活を支える各種施設へのアクセスができる状況にあります。駅周辺などの拠点の配置バランスや機能集積も十分と言えますが、広域都市拠点の町田駅周辺においては、26ページに示しているとおり、長い間、機能更新が行われていないことも明らかになっております。

続きまして27ページ、公共交通についてでございます。

市街化区域内は既存の公共交通の徒歩圏域によって広範囲がカバーされております。今後、町田方面へ延伸を予定している多摩都市モノレールが開通すると、さらに利便性が高まると見込まれます。一方で、2024年問題と言われておりますように交通事業者が抱える運転手不足の課題、それからコロナ禍をきっかけにして自宅や近所で過ごす時間が増加する新しいライフスタイルが浸透してきたことなど、新しい社会状況によって今後、既存の交通網の維持が難しくなる状況も発生するのではないかと見込んでおります。

続きまして29ページ、市の財政につきましては、全国的な傾向と同様に財政構造が硬直化してきている中で、公共施設の老朽化がかなり進んできておりますので、こういったものを維持、更新していくための費用捻出がかなり大変になってきている状況にあります。

30ページにいきまして、先ほどの内容と重なるところもありますが、社会潮流としては労

務人材不足、それからデジタル技術の進行、ライフスタイルの変化などが近年、急速に進んできていると考えております。そういったものを踏まえた上で、将来のまちづくり、まちのイメージを構築していく必要があると考えております。

かいつまんで御説明しましたが、以上が現況分析となります。

これらを踏まえて、市が抱える都市的な課題を34ページ以降で抽出、整理しているところでございます。この課題の抽出に当たっては、計画の主要要素である拠点、それから住宅地、交通という3つの分野ごとに、「市民生活の質の向上」と「都市経営の効率化」の2つの観点から課題を整理しました。

まず、拠点についてです。

拠点については、「都市機能の維持と社会ニーズに応じた適切な誘導・更新」というタイトルをつけております。

現在の市街化区域内において、都市機能は種類、数ともにおおむねバランスよく配置されていて、利便性の高いまちになっております。さらに、今後は社会の変化に対応できる機能への更新が必要になってくると考えられます。

そのため「市民生活の質の向上」の観点からは、今後も拠点における都市機能の一定の集積を維持するとともに、社会ニーズに応じた新たな機能誘導により利便性を向上させていく必要があります。

一方、「都市経営の効率化」の観点からは、人口・都市機能分布や公共交通基盤等の状況に合わせて役割や形態・配置を最適化していく必要がある課題をまとめております。

次のページでは、拠点の中でも大規模団地と町田駅周辺を特に取り上げて整理しました。

大規模団地につきましては、団地のセンター街などの拠点では整備当初からの施設機能がおおむね維持されておりますけれども、御承知のとおり、居住者の減少や高齢化に伴って、かつてのような賑わいや活力がなくなっている状況が見られます。拠点の利用者層に合わせて求められる都市機能も変化している中で、機能更新が十分に図られていない現状もございます。また、団地内ではなく団地の周辺では、都市基盤の整備等で都市機能の新たな導入とか人口流入が進んでいたり、団地も周辺地域も含めた地域全体の状況が変化しています。

そのため、1つ目の「市民生活の質の向上」の観点からは、時代とともに変化する団地居住者、それから周辺住民のニーズに合わせた都市機能をうまく誘導して、地域全体の生活利便性を向上させる必要があります。

「都市経営の効率化」の観点からは、団地を含む地域全体の人口・都市機能分布や公共交

通基盤等の状況に合わせて拠点としての役割や形態・配置を最適化していく必要があります。

もう一つの拠点として、町田駅周辺を挙げております。

町田駅周辺は、約50年前に国鉄原町田駅移転とともに行われた大規模再開発以降、目立った面的な開発が行われていないために、施設の更新であるとか新たな機能導入がなかなか進んでいない状況にあります。そうした中で、多摩都市モノレールの町田方面延伸という大きな環境変化を迎えることになっておりますので、特に民間事業者の開発の機運が高まってきております。

それから、現在の駅前空間は大規模開発以降の利用者の増加に対応できていません。バスターミナル機能の分散であるとか乗換動線の混雑など、幾つかの課題を抱えていると言えます。そうしたことがバスやタクシーの運用効率にも影響しているため、多摩都市モノレールの開通に向けて時代の変化に対応した都市基盤の構築をしていく必要がございます。

そのため「市民生活の質の向上」の観点からは、乗換動線とかまちなかの回遊動線がスムーズで歩きやすい駅周辺環境の整備を進めるとともに、市内で最も高度な都市機能が集積する拠点として、多様化するニーズに対応し、非日常の目的も果たせるミクストユースの土地利用を誘導する必要があると考えました。

一方「都市経営の効率化」の観点からは、交通ターミナル機能を集約して公共交通の運用効率を高めるとともに、駅周辺施設の更新に合わせて土地の高度利用を促進して、さらなる都市機能の高度集積、街の性能を高めていく必要がございます。さらに広域から人を集めるにぎわいや集客機能を備えることで、これが市全体の魅力や活力を向上させることにつながっていくであろうと考えました。

以上が1つ目の拠点に関する課題のまとめでございます。

続いて、住宅地に関する課題抽出を36ページから記載しております。

最初のほうでも申し上げましたが、町田市内の住宅地には、計画的に整備された良質なストックが多くあります。現状ではそこに適度な人口密度が張りついていて、良質な環境を保っております。一方で、市全体から見ると、地形であるとか都市が発展してきた成り立ちから、一定の災害リスクと共存してきた地区も見受けられます。特に災害リスクの高いところにつきましては、防災上の配慮が求められることとなります。

また、一部の地域では既に人口減少、高齢化などによる空き家の増加であるとかコミュニティ機能の低下が懸念される状況になっております。今後もしばらくは市内の住宅需要が保たれる見込みではございますけれども、様々な暮らし方に合わせて拠点や交通と連動した住

宅地形成が求められることとなります。

それに向けて、「市民生活の質の向上」の観点からは、現在の良好な住環境を維持していくとともに、ライフスタイルに合わせた多様な住宅の供給により多世代の定住を促進し、コミュニティを活性化していく必要があるとまとめました。

一方の「都市経営の効率化」の観点からは、人口の推移や社会潮流など様々な環境変化から地区ごとの居住ニーズを見定め、住宅のストックや供給をコントロールすることで適切なボリューム・密度を維持するとともに、これまで以上に都市機能・交通機能と連動した住宅地に再編していく必要があります。また、近年、多発しております災害を踏まえまして、特にリスクの高い箇所への居住に対しては、こういったリスクを十分に周知するとともに防災上の対策に取り組んでいくといった対応も必要となります。

住宅地につきましても37ページ以降で、特に大規模団地と町田駅周辺に焦点を当てて課題を整理しました。

大規模団地については既に人口減少、高齢化が進んでいる状況にあります。高い人口密度を背景にコミュニティが形成されてきて、充実した都市機能が当初はつくられていたわけですが、その維持が難しくなっていくといった懸念がございます。

それに対しまして「市民生活の質の向上」の観点からは、居住者の生活環境を維持していくとともに、団地再生により多様な住宅を供給し、多世代によるコミュニティづくり、コミュニティの活性化をしていく必要があるとございます。

「都市経営の効率化」の観点からは、周辺地域の人口推移やモノレール延伸などの大きな環境変化等をしっかりと読んで、各団地の居住ニーズを見定めた上で、適切なボリューム、配置を目指した団地再生を推進していく必要があるとしました。

町田駅の周辺については、町田駅周辺を住宅地と言っているのかどうか分かりませんが、複合市街地になっておりますけれども、利便性が高い駅直近の居住ニーズは非常に高いということで、人口増加が進んでおります。商業業務地など住宅の立地には配慮が必要な地区にまで住宅の立地が進んでいる状況で、これからもそういった状況が続いていくだろうと予想しております。

そのため「市民生活の質の向上」の観点からは、高い居住ニーズに応えるため、多様な世代やライフスタイルに対応した都市型住宅の供給を誘導していく必要があると考えております。

「都市経営の効率化」の観点からは、商業の連続性のある街並みに住宅が入り込むことに

よって分断されないよう、商業業務地との調和が適切に図られるように配置等をコントロールしつつ、新たな定住人口を増やしていく必要があるとしました。

3つ目の交通について、38ページから記載しております。

公共交通は、駅やバス停からの徒歩圏域が市街化区域内をおおむねカバーしている状況にあって、一定のサービス水準が保たれております。これまでは市街地の拡大や通勤・通学需要により路線網の拡大が図られてきましたが、これも最初のほうで申し上げましたが、現在、交通事業者は運転手不足が深刻化してきておりまして、路線サービスを維持することが難しい状況になってきており、どのように効率化していくかが課題となっております。

一方で、これも再三申し上げておりますが、モノレール延伸という町田市にとっての好材料もございますので、バスが担っていた市域中央部の交通サービスをモノレールと適切に分担することで、定時性、速達性の面でサービス水準の向上が期待されているところでございます。

「市民生活の質の向上」の観点からは、現在の交通網を可能な限り維持しつつ、ライフスタイルの変化などに応じた多様な移動ニーズに対して、様々な移動集団を用いてサービス水準を確保していく必要があります。

また「都市経営の効率化」の観点からは、現在のサービス水準の維持に向けて、交通事業者の限られた経営資源の中で都市機能や居住の誘導と連携した効率的な運行や、地域の中にある輸送資源を活用した新たな移動の仕組みづくりに取り組む必要があります。また、モノレールとバス路線とを併せた市内交通網の再編を行い、効率的な交通ネットワークを構築していく必要があるとしました。

委員のお一人である岡村先生は交通が御専門ですけれども、全国的には人口減少による需要減などで経営状況が悪化し、路線廃止等が進んでいる中、町田市においては人口減少はまだ進行していないこともあって、運転手不足のほうで深刻な問題であって、今年4月から働き方改革関連法の施行でより厳しい状況になっていくと考えており、運行の効率化を進めることが今後のサービス水準維持には必須だろうといった強い御意見がありました。

公共交通のネットワークの効率化のイメージ図を39ページに示しておりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

第2章で課題の整理まで終わりましたので、続きまして、第3章でそれを基にしたまちづくりの方針を示しております。

まず、42ページをお願いします。

42ページでは、国や東京都が示す一般的なコンパクト・プラス・ネットワークの考え方を記載しています。これらの考え方を基にして、これまで分析、整理してきた町田市の現況や都市課題、それから43ページに書かれております都市づくりのマスタープランに掲げる将来像を踏まえまして、町田市が目指すコンパクト・プラス・ネットワークのイメージを44・45ページに示しております。

44ページの上の図は、町田市の現況を示しております。これまでの分析から分かりますように、一定の都市機能が揃った拠点と良好な居住環境の住宅地がバランスよく配置されている状況にあります。

その下の図は、その状況に対して今後、何も策を講じなかった際に予想されるリスクを示した図になります。都市機能の撤退による拠点の衰退、居住環境の低下、需要に合致しない公共交通網など、都市全体の魅力低下につながっていく懸念があるということを示した図になります。

45ページでは、このようなリスクを回避して都市づくりのマスタープランの将来像を実現することの具体化に向けて、3つの方針を挙げました。1つ目は、社会ニーズに応じた多様な都市活動を実現できるコンパクトな拠点の形成、2つ目は、地域の特徴を活かした多様な暮らし方ができる安全・安心な居住地の形成、3つ目は、効率的で持続可能な交通ネットワークの形成とサービス水準の確保としました。

その上で、目指す姿を「市街地密度の適切なコントロールにより、拠点の都市機能を維持・更新し、良好なコミュニティと居住環境が整った住宅地により都市の魅力を向上」として、今、画面にあるような図を示したわけです。これが大きな方針になります。

この方針に基づいて、今後、具体的な立適計画をつくっていくことになろうかと思いますが、第4章ではこの立適計画の主要項目について、次年度、計画策定を進めていく上での方向性をまとめました。

項目ごとに、まず、都市再生特別措置法であるとか国土交通省の手引に基づく考え方を記載して、それを踏まえて町田市として目指す方向性を示すという形で整理しました。

まず、都市機能誘導区域については、都市づくりのマスタープランで設計図として示す「将来のまちの“もよう”と“つくり”」と連動した階層性のある設定とします。階層性、例えば49ページの図に示すようなイメージだと思っていただければと思います。

また、拠点の特性に応じた都市機能誘導の方針を示すことで、戦略的に拠点形成を推進していくとしてあります。

続きまして50ページ、都市機能誘導区域と併せて居住誘導区域を設定することになりますけれども、こちらにつきましても都市づくりのマスタープランの設計図「まちの“もよう”（暮らしのかなめ図）」と連動した地域の特徴を活かす設定としております。また、住宅地の特性に応じた居住誘導の方針を示すことで、住宅の適正配置を推進していくものでございます。

続きまして54ページ、防災指針については、市街地をおおむね居住誘導地域に含めることを前提として、市街地に残存する災害リスクやその原因について検証していきます。その上で、災害リスクに対する防災・減災対策の方針を示すことで、残存リスクがある中でも誘導区域を設定する根拠を示すとともに、策定後の行動指針として活用していきます。

続いて56ページの誘導施策につきましても、人口減少局面に入っていない町田市において、現時点で急速に市街地の縮小を図る必要性は低いと考えました。従来の都市計画制度や立地適正化計画策定と同時に届出制度というものを運用していくわけですが、そういったものを活用して、中長期的に緩やかに機能誘導していくことを基本としております。

それに併せて町田駅周辺や大規模団地などにつきましても、国の支援制度なども活用して、事業者さんとの連携を図りながら都市機能の拡充、居住機能の適正配置などの取組を進める誘導策を検討していくとしました。

58ページ、最後になりますが、目標・指標につきましても、立適計画で示した誘導方針や誘導施策の進捗状況を把握・評価するために、定量的な指標設定を検討していくといたしました。

以上、大変長くなりましたが、今回の特別委員会の検討結果の御報告になります。

先ほど申し上げたように、去年の夏から半年という短期間で集中的に、少人数で議論した成果だと思えますし、立地適正化計画は全国で様々なものが策定されておりますけれども、町田市の現状や特徴に併せた立適計画を策定していければいいかなという思いで、このあり方検討を進めてまいりました。

以上、私からの報告になります。

最後に事務局から今後の計画策定の流れについて説明してもらって、特別委員会の報告を終わりにしたいと思います。

事務局、お願いいたします。

○窪田幹事 都市づくり部長の窪田でございます。

最後に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

次年度以降は、今回取りまとめました策定の方向性を基に、計画の本格検討を実施してまいります。

まず、次回の都市計画審議会におきまして、本格検討及びそのための特別委員会の立ち上げについてお諮りする予定となっております。特別委員会では、主に策定の方向性の第4章に掲げました項目について具体的に検討してまいります。その後、都市計画審議会への中間報告及び答申を経て、住民説明及びパブリックコメントを実施いたします。また、制度上、一定の要件を満たす開発行為などにつきましては新たに届出が必要となりますので、そのための周知期間を設け、2025年度末の計画策定を目指して進めてまいります。

スケジュールについては、以上となります。

○会長 ありがとうございます。

野澤先生、説明は以上でよろしゅうございますでしょうか。

○野澤専門委員 はい。私からは終わっています。

○会長 では、以上で御報告を承りました。

質疑に入る前に、特別委員会には本委員会から市古委員にも御参加いただいておりますので、まず市古委員から御発言いただければと存じます。

よろしく願いいたします。

○市古委員 東京都立大学の市古でございます。

野澤特別委員会委員長、御報告ありがとうございます。

私からは2点ほど、内容面については野澤先生から御報告いただいたことで、本当に丁寧に御報告いただきましたし、今年度かけて町田市の都市計画のマスタープランを受けて、実際の規制誘導というか、居住誘導を行っていく立地適正化計画の方向性について、かなり基本的な論点は明確にできたのではないかなと思っています。

明確にできたという根拠として、本日の当日配布資料、とりわけ23ページ、24ページの都市機能のあたりは、この冊子の中では少し図面が小さくはなっていますが、ただ、必要な生活利便施設、それからコンビニエンスストアとかスーパーマーケットとか、そして何とんでも医療施設とか、そういったものもちょっと丁寧にデータベース化しておりまして、事務局が中心となってこういうかなり緻密な、立地適正化をしっかりと議論するための基礎的な情報の収集と分析もしてくださったということで、基本的な方針について共有できたのかなと思います。

2点目につきましては、いろいろ関心も高まっております防災面、もしくは災害と居住誘

導との関係ですけれども、こちらも災害リスクについての評価、とりわけ風水害のリスクですよね。とりわけ境川においては区間によって河川管理者が変わるという特殊性もある中で、ちょっと丁寧に計画降雨、既往最大の浸水リスクを収集して分析してということ、それから、そういった境川を中心とした外水だけではなく内水についても情報を集約して、来年度以降の方向性についてのたたき台というか、基本的な考え方の整理が果たたのではないかと感じています。

そういう意味において、今年度検討した策定の方向性という点では、十分な基礎資料と基本的な方向性が打ち出せたのではないかと感じております。

私からは、以上です。

○会長 ありがとうございます。

以上、説明及びコメントをいただいたところで、質疑応答に入りたく存じます。

ただいまの御報告について、御発言、御質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

オンラインのほうは、皆様よろしゅうございますでしょうか。

宇於崎委員、お願いします。

○宇於崎委員 特別委員会の皆様、御苦労さまでした。

非常にすばらしい出来だと思んですが、立地適正化計画、一般的に考えるとまず居住誘導区域があって、その中に都市機能誘導区域を持ってくるような形だと思んですが、この第4章に示されているのは逆で、都市機能が先で、その後に居住誘導が来ていますけれども、この辺の考え方をどう整理されたかだけ教えてください。

○会長 お願いします。

○野澤専門委員 特にどちらが先でどちらが後という議論をしているわけではありませんけれども、制度上、居住誘導区域があって、その一部が都市機能誘導区域になるという設計になっているはずですので、町田市においてもそういう方針でやっていく必要があるかとは思いますが、どちらが大事かという話では多分ないと思って、どちらも大事で、居住誘導も都市機能の誘導も町田市の将来像を決めていく上では同じく必要なと考えています。

事務局から何かあれば、フォローしてください。

○窪田幹事 48ページから51ページの検討の方向性が、都市機能誘導区域の説明の後に居住誘導区域の説明という構成になっておりますが、宇於崎委員おっしゃったとおり、当然のことながら区域自体は、居住誘導区域の範囲の中に都市機能誘導区域を定めるということですので

で、この説明の順番というか、ここはちょっと変えたほうがいいかなと事務局では思っているところでは。

考え方としては、宇於崎委員がおっしゃっているとおりでございます。

○会長 ありがとうございます。

宇於崎委員、よろしゅうございますか。

○宇於崎委員 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御発言ございませんでしょうか。

殿村委員、お願いします。

○殿村委員 大もとにあるいわゆる都市再生特別措置法との関連で、今、実際に都心部などで行われている超高層ビルなどの再開発の動きがあると思いますけれども、基本的に、この法律に基づいた将来のまちづくりの国や東京都の方針に沿ったものなのか、それとはまた別のものなのか、その点について伺いたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

野澤先生、お願いします。

○野澤専門委員 国や東京都が示している立地適正化計画の指針には、沿ったものになっております。

今、委員がおっしゃったとおり、都市再生特別措置法にはいろいろなものが含まれておりまして、東京都心の区部で行われているような巨大再開発を誘導するようなものも含まれておりますけれども、町田市には多分そういったものの対象地区はございませんので、立地適正化計画の中で特に町田駅周辺ということで、先ほどの報告でも特出して検討結果を御報告しましたが、そういう形で立地適正化計画の中で位置づけて、今後、様々な施策を打っていくことになろうかと思っております。

○会長 ありがとうございます。

事務局からは大丈夫ですか。

○窪田幹事 はい。

○会長 では、殿村委員。

○殿村委員 ありがとうございます。

もう一点、この中に、例えば団地の再生ということで日野市の例なども出ておりましたけれども、仮に再開発という手法で行った場合に、従来の団地が集約される。恐らく高層化さ

れたりという形で集約されるということですが、一番心配されるのは、これまで賃貸住宅などに住んでいる方、公団の場合にはそうでない方もいらっしゃるかもしれませんが、住んでいる住民の皆さんが引き続き住み続けられるという居住権ですね、住民の皆さんの。これがしっかり保障されるようなまちづくりになっていくかが私の一番心配しているところですが、このまちづくり全体の流れとして、その辺の問題の解決はどう図っていくのかお尋ねしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。継続居住の件でございます。

部長、お願いします。

○窪田幹事 この中で、大きなフォーカスとして町田駅前と団地のことを取り上げておりますけれども、今、殿村委員からお話がありましたとおり、団地につきましては今、いろいろな課題ですとか今後の将来像もでございます。ほぼ賃貸の方がお住まいですので、そこは団地の事業者、例えばURさんですとかJ K Kさんの方針もでございますので、そこはしっかりと連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

○会長 殿村委員。

○殿村委員 最後にしますが、この計画は、全体としては何年を目指して策定することになるのでしょうか。

○会長 この件、いかがでしょうか。目標年度。

部長。

○窪田幹事 これは策定しております都市づくりのマスタープランとの整合を図る関係で、2040年を目途にしっかりと計画していくものでございます。

○会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

○殿村委員 はい。

○会長 ほか、いかがでございましょうか。

山下委員。

○山下委員 今日はありがとうございます。

都市機能の誘導というところでいくと、かなり大きな話の括りになるかと思うんですけれども、この中で、例えば誘導施設の設定では小学校等も出てくるわけですよ。今現在は学校施設の再編の中で、かなりいろいろな議論をしながらまとめていくというか、そういう作業が行われているわけですが、今回の機能設定は今の計画に影響を及ぼすようなもの

となっていくのかどうか、その点について、どう受け止めていく話なのかを確認したいと思います。

○会長 ありがとうございます。

施設のマネジメントと教育と都市計画の絡みということで、なかなか重要な御指摘かと存じますが、いかがでしょうか。

部長、お願いします。

○窪田幹事 今、おっしゃいました学校、小学校、中学校は、誘導といった施設にはなかなかそぐわないと考えてございます。今現在、町田市内では小・中学校の統廃合等の計画が進んでおりますので、そこはしっかりと調整を図りながら進めていきたいと思っております。

○会長 山下委員、お願いします。

○山下委員 調整といっても、どんな調整を図るんですかね。例えば議会の場合でも、学校施設再編の検討をする場に都市づくり部が出てきて議論に参画する機会は通常ではあまりないわけですが、それは庁内での連携というのがまず1つあるかと思いますが、そういった点で、どんな話合いが持たれていくのかを少し確認していきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

窪田部長。

○窪田幹事 先ほど私、所管部署の連携という言葉を使いましたが、基本的には学校は誘導施設には適していないと考えてございますので、今後、来年度から本格的に検討してまいりますので、そこでも御意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

山下委員。

○山下委員 ありがとうございます。

少し違ったお話ですけれども、例えば今、中心市街地では既存の建物の老朽化がかなり進んできている中で、関係者に聞くと、民間のいわゆる再開発事業が相当出てきていると聞いているんですけれども、そういった需要と、いわゆる都市機能の誘導を図っていく上で何か、何と申しますか、民間事業者の方々がそういった方向性を確認しながら進んでいけるようなものとして、こういったものがあるとすごくいいかと思うんですけれども、それをどう展開していくのかについて何か、今後の流れと申しますか、こういった計画が出来上がった段階でどんなふうに皆さんにお伝えしながら進んでいくのか、イメージ的なものがあれば教えていただければと思うんですけれども。

○会長 ありがとうございます。

窪田部長、いかがでしょうか。

○窪田幹事 今、中心市街地のお話をいただきましたが、しっかりとこの方針を定めた上で、特にここで団地と駅前をフォーカスして挙げてございますので、町田駅前につきましては、やはり町田市としては、今後のまちづくりとして非常に大きな部署だと思っておりますので、そこについては今後、方針を策定した上で、事業者等にもこのコンセプトというか考え方をしっかり共有していただいて、進めていきたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○山下委員 ありがとうございます。

○会長 オンラインで中西委員が手を挙げていらっしゃるようです。

中西委員。

○中西委員 精力的な御検討をいただいていると思います。まだこれから本番策定までであるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひします。

都市づくりのマスタープランとの関係で、私もマスタープラン策定の委員をやらせてもらった関係で、いろいろどうなっているのかなと思ったんですが、野澤先生がこちらでも委員長ということで、基本的には非常に接続性高く議論していただいたなと思っております。

そういう意味では、あくまで確認といひますか、現時点ではコメントという形ですが、もし御検討の成果があれば伺いたいと思ひて3点伺ひます。

まず1つ目は、今も言ひました都市づくりのマスタープランとの関係で、この立地適正化計画は並立する計画なのか下位の計画なのか、その位置づけについてはどのようなイメージなのか伺ひればと思ひます。国交省のガイドラインでは立地適正化計画もマスタープランに数えていたりするんですけれども、町田市の場合には都市づくりのマスタープランをかなり総合的な計画として議論して、ビジョンがしっかりしていると思ひますので、位置づけとしてはむしろ下位と考えたほうが分かりやすいような気がしているんですけれども、ちょっとそのあたりの並び方というか、そういったものについて議論があれば伺ひたいというのが1点目です。

2点目は、同様で、都市構造の居住の区域等の設定もマスタープランの地域のイメージを反映するというこゝで、これも安心したところですが、検討していく中で、その区分けにちょっと見直しが入るといったことはあるかもなという気がしています。その場合マスタープ

ランへのフィードバック、つまりそちらの微修正みたいなものがあり得るのが2点目、予想として伺いたいところです。

3点目は、進捗管理です。これはちょっと気が早い話ではあるんですけども、並立にせよ下位にせよ、かなり連動性高い計画だと思っていまして、資料で言うと58ページに指標の設定とか見直しますということが書いてあるので、そこは非常に安心しておりますが、そのときに、都市づくりのマスタープランの進捗管理と同時に行うようなイメージがいいのではないかなと今のところ思うんですが、このあたり、少し早い気がしますけれども、もし議論があれば伺っておきたいと思います。

以上3点、現時点で答えがなくても構わないんですけども、お返しいただけるものがあれば伺いたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

野澤委員長、お願いします。

○野澤専門委員 中西先生、ありがとうございました。

都市マスとの関係についての整理は、9ページにあるように、ビジョン編、方針編、コンテンツ編の中の、コンテンツ編の一部と位置づけている状況でございます。これもいろいろと議論があったところではございますけれども、マスタープランの一部としてより具体的に示していくということで、この立地適正化計画を位置づけていると私は認識しております。

2つ目の、マスタープランを変更したりというフィードバックがあるのかという話は、来年度の議論をしないと何とも言えないところがありますが、基本的にはマスタープランの中ですので、マスタープランに準拠して、その中で具体化していくという位置づけかなと思います。ただ、どうしても座り心地が悪ければ、マスタープランとの兼ね合いを議論する場をどこかに、この都市計画審議会だとは思いますが、やる必要があるのか、あるいはマスタープランの中間見直しの段階でそういったものを入れ込んでいくのかというあたりかなと考えています。

それから進捗管理に関しては、正直言ってあまりまだ議論はしていませんので、御意見とさせていただいておいたほうがいいのかと思います。

事務局から補足があればお願いします。

○会長 窪田部長。

○窪田幹事 今の野澤委員長のお話のとおり、こちらの計画についてはマスタープランの中のコンテンツ編に位置づけるということで、本資料の9ページに記載させていただいています。

区域割りについてもマスタープランに準拠してということで。

それから、都市構造のこの区分けだとか見直しでございますけれども、こちらも来年度、再来年度、2年間かけて策定した後の進捗状況を鑑みながら、変更の必要があればマスタープランも含めて行ってまいりたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

中西委員、よろしいですか。

○中西委員 御回答ありがとうございます。

すみません、9ページにこんなに大きくあるのにちゃんと見られていなくて、自分でどうかなと思って。申し訳ありません。

都市マスタープランをつくったときにかなり構造的に議論された記憶があるので、町田市さんに関しては、このような位置づけは私としてはしっくり来るところで、よかったなと思っています。その点に関しましては今後の課題だと思いますので、すみません、よろしくお願ひします。

○会長 ありがとうございます。

ほかに御質問、御発言よろしゅうございますでしょうか。

オンラインのほうも大丈夫ですか。

○事務局 はい。

○会長 では、以上で質疑、討論は打ち切りとさせていただきますして、議案第677号の議案審議に入ります。

先ほど御報告がありました都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の策定に向けたあり方検討について、この答申案につきまして、本答申案を都市計画審議会の答申とすることについて採決いたします。

御異議のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○殿村委員 先ほど質問の中で述べた問題意識が基本であります。都市再生特別措置法が基になっていること、そしてまた地域住民の皆さんの生活に大きく影響する問題であるという点で、さらに慎重な検討が求められると思いますので、今回の提案については異議ありますという意見を申し述べさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、異議がございましたので、これにつきましては町田市都市計画審議会条例第6条第4項「審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」の規定に基づき、これより採決を行いたいと思います。

採決の前に、今の殿村委員の御発言について何か補足で御発言されたい委員はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。

オンラインも大丈夫ですね。

では、採決させていただきます。順番にお名前をお呼びいたしますので、賛成あるいは反対の表明をお願いいたします。委員名簿の番号順にさせていただきます。

まず宇於崎委員、お願いします。

○宇於崎委員 賛成です。

○会長 薬袋委員は欠席ですね。

続いて市古委員、お願いします。

○市古委員 賛成させていただきます。

○会長 ありがとうございます。

続きまして阿部委員、お願いします。

○阿部委員 賛成です。

○会長 ありがとうございます。

続いて中西委員、お願いいたします。

○中西委員 賛成です。

○会長 ありがとうございます。

続いて草薙委員、お願いします。

○草薙委員 賛成します。

○会長 ありがとうございます。

続いて松永委員、お願いいたします。

○松永委員 賛成させていただきます。

○会長 ありがとうございます。

続きまして佐藤委員、お願いします。

○佐藤（吉）委員 賛成いたします。

○会長 ありがとうございます。

澤井委員は、欠席。

続いて、第2号委員の皆さんに移ります。

佐藤伸一郎委員、お願いします。

○佐藤（伸）委員 賛成いたします。

○会長 殿村委員、お願いします。

○殿村委員 反対です。

○会長 山下委員、お願いします。

○山下委員 賛成です。

○会長 渡辺巖太郎委員、お願いします。

○渡辺（巖）委員 賛成します。

○会長 渡辺さとし委員、お願いします。

○渡辺（さ）委員 賛成でございます。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、第3号委員に移ります。

山崎委員、お願いします。代理の池田係長。

○山崎委員（代理：池田） 町田消防署の池田です。賛成いたします。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、川崎委員の代理で小池課長、お願いします。

○川崎委員（代理：小池） 賛成します。

○会長 ありがとうございます。

続きまして園尾委員、お願いします。

○園尾委員 賛成です。

○会長 ありがとうございます。

続いて、第4号委員に入ります。

浅利委員、お願いいたします。

○浅利委員 賛成です。

○会長 ありがとうございます。

続きまして内田委員、お願いします。

○内田委員 賛成です。

○会長 ありがとうございます。

特別委員会の委員として出席されている専門委員も採決に加わるんですか。

○事務局 加わりません。

○会長 とすると、採決は以上で全てですね。

○事務局 はい。

○会長 ありがとうございます。全ての方の意思表示が済みましたので集計させていただきましたところ、賛成多数、過半数の賛成と認められますので、この議案につきましては原案のとおり決することにいたしまして、本答申案を都市計画審議会の答申とさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、最後に野澤委員長より御挨拶をいただきたいと思います。

○野澤専門委員 本日はどうもありがとうございました。

さらに今日、貴重な御意見をいただきましたので、次の立地適正化計画そのものの策定に生かしていければいいかなと思っております。

この立地適正化計画の制度、できた当初は東京周辺の市町村で使うのかなというイメージを持っていたんですけども、最初に説明したように国の指針もだんだん変わってきているので、町田市なりの使い方ができるようになってきて、このような方針を出すことができたのかなと思いますし、むしろこれをうまく使って町田の都市計画をどのように進められるかを考えてきたのかなと思います。

これはまだ方針、方向性を決めただけですので、引き続き次のステップで具体的に策定していくということで、また皆さんから御意見をいただく機会も多々あろうかと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして特別委員会は終了となり、専門委員の任期満了となります。野澤先生、誠にありがとうございました。

本日用意いたしました内容は以上でございます。

最後に、本日この議案の決定をもちまして、都市計画審議会の今期の任期が終了でございます。——ということで、毎回任期末に会長が振り返りをしろという慣例になっているらしく、ちょっとだけ振り返りをさせていただきます。もう少しだけ時間をいただきます。

どんな議案が議論されたのかという一覧が手元にありますので、それを基に、簡単にいたします。

2022年度は幾つも議案があったんですが、まず1つは、境川の団地の地区計画が重要だったと考えてございます。これは先ほど殿村委員がおっしゃった住み続けられる団地の更新とか、そこでの住宅に関する機能の高度化とか、いろいろなものが本当に難しいところござ

いまして、それに何とか着手をしたと理解してございます。

また、中学校の給食センター整備事業の案件もございました。これは先ほど山下委員が御質問になったことと関連しているわけでございます。つまり、学校を統廃合した跡地をどうするかということで、これについて町田市は、ほかの市にない新しい試みをなされたところでございます。

どういうことかという、特別用途地区というものをに入れて、それを具体的に決定する。実はほかの市では、そこは建築基準法の例外規定を使いまして、つまり住宅地の中学校がなくなって給食センターを造ろう、食育施設も造ろうといったときに、用途地域に反しているとなっていて、学校ならいいんですけれども、独立の給食センターはそれに反していることになりますので、普通は建築審査会の例外の規定を使うんですけれども、町田市においては建築審査会の例外というのは本当に例外であって、何というか、普通抜かない伝家の宝刀で、たまにしかやらないことで、しかもあまり計画的ではない、それをもう少しちゃんと都市計画でやりましょうと。

つまり、都市計画は用途地域で周りに住んでいる皆さんの居住環境を守るという大きな役割があるんだから、それと給食センターを共存させるためにどうするのか、そういう観点でそういうものを入れたというのは非常に新しい方法であって、私が聞いている限り、これを最初に決めたときに国交省の担当者から「え」と言われたということは聞いているんですが、それが具体的に動き始めて、どうしても学校の土地の利用となると地元の方は御不安も非常にありかと思えます。それを都市計画として位置づけることが可能になると、不安も軽減すると思うんですね。つまり将来が見えるようになるということで、これは非常に重要な議案であったと理解してございます。

もう一つ、鶴川駅の南の地区計画の変更がなされました。これも大変活発な議論がなされて、とにかく川崎市がバス通りを用意してくれるのかという不安とか、いろいろあったわけですね。こちらでひとり相撲をやるのかとかいろいろあったわけですが、これについても「川崎市もバス通りは用意すると言っている」というような力強い御発言が、たしかあったような気がします。それで何とかなりそうだとということで、これも地元の皆様もじりじりしていたのではないかと思いますので、何とかなつたということでございます。

続きまして2023年度につきましては、先ほどの立地適正化計画がやはり重要なことだったと思います。

立地適正化計画については、様々不安等もある。今日の議論で出てきた様々な論点も、や

やはり計画を立てる上での不安だと思っております。つまり立地適正化計画を立てることによってものすごく高い建物が次々と建って周りともめてしまうのではないかと、あるいは小学校等がすごく遠くなってしまっているのではないかと、誘導施設というのは一体何だとか、いろいろあるかと思っております。

町田市の今日のこの結果を見て、私、非常に感動したんですけれども、自分で答申しておいて感動というのもおかしいんですけれども、非常にきめ細かく、例えば24ページとか25ページ、市民に対するサービスの水準を非常に細かくチェックして、やはり都市機能がどういうところにどういうふうにあって、どういうふうにきめ細かくサービスをするかを丁寧に調べている。

これは理念としては分かっているんだけど、立適のときにあまり調べていなかったりするんですけれども、これを丁寧に調べることによって、今の様々な不安、つまり集めてしまったら遠いところは不便になるのではないかと、集めてしまったところは今度はやたらと高くなり過ぎてしまうのではないかと、そのような不安に対して町田市はきめ細かく、都市マスに従って、都市計画が提供すべき都市施設的なサービスをきちんと眺めながら、様々なところに誘導とかそういうことを考えていくとか、あるいは防災上、危険な地域を外すことについても具体的な基準の詳細まで行って非常に丁寧に検討しています。床上浸水するかどうかまで確認すると書いてあるから。

そういうことも含めて、実際にこれが来年度決まっていって、非常にきめ細かく、町田市の実情に合った形で立地適正化計画がきちんと決まっていって、先ほど中西委員がおっしゃっていたとおり、都市マスを実現するための非常にきめの細かい計画で、地域にお住まいの方、地域でいろいろお使いの方が納得できるような形に持っていける、そういう形にいけるのではないかと思います。町田市は都市計画を立てるときの技量が非常に高いと、大変に感心した次第でございます。

以上、雑駁で全然まとまっていないんですが、私のまとめとさせていただきます。

そういうわけで、ここで任期満了でございます。めでたくここで開放されて卒業される委員もいらっしゃるでしょうし、来期も引き続きやらされて、ちょっと細かい図面を見たりとか、オンラインがあまりつながりよくなかったりする中でも町田市のためにもうひと肌脱いでいただく委員もいらっしゃると思いますが、今期についてはミッションが完了したということで、閉じさせていただきたいと思っております。

では、最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 今、会長からお話がありましたように、現在の任期での審議会は本日最後となります。これまで2年間にわたりまして町田市の都市計画行政に多大なる御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

引き続き来期も委員に御就任いただく方への御連絡になりますが、次回4月の定例会は4月17日水曜日、午後3時から開催の予定となっております。近づきましたらまた通知等、御連絡させていただきますので、その際はよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上になります。

○会長 ありがとうございます。

最後にオンラインの参加について、今回も多少回線等が弱かったような感じとか、マイクが、よくなってきたと思うんですけども、まだちょっと使い方が慣れていない部分もあったかと思しますので、これは次回以降の反省材料とさせていただきたいのと、あと、この部屋はちょっと隣から音が漏れるという問題があるので、そのこともどうするか御検討いただければと思います。

以上、私からの事務連絡とさせていただきます、全て完了ということで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。